

静岡市番号条例施行規則の一部を改正する規則の骨子案について、ご意見をお寄せください。

本市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。）の施行に合わせ、同法第9条第2項等の規定に基づき、市独自の個人番号の利用及び同一の機関内での特定個人情報授受について、静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（以下「番号条例」といいます。）を定めています。

また、番号条例の施行に関して必要な事項については、静岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（以下「番号条例施行規則」といいます。）で定めています。

この規則の改正について、市民の皆様からのご意見をお待ちしています。

1 意見公募期間 平成30年2月23日（金）～平成30年3月26日（月）

2 配布資料

- ・番号条例施行規則の一部を改正する規則の骨子案
- ・番号条例施行規則
- ・番号条例一部改正議案
- ・意見応募用紙

3 資料の配布場所等

(1) 市ホームページ

アドレス http://www.city.shizuoka.jp/400_001108.html

(2) 静岡市行政管理課（静岡市役所静岡庁舎9階）静岡市葵区追手町5番1号

(3) 各区役所の市政情報コーナー

(4) 生涯学習施設及び図書館

4 意見の提出方法（郵送、ファクシミリ、市ホームページからの電子申請、持参）

(1) 郵送の場合（平成30年3月26日（月）必着）

- 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号「静岡市行政管理課」宛て
- (2) ファクシミリの場合（平成30年3月26日（月）必着）
FAX 054-205-1377
- (3) 市ホームページからの電子申請
市ホームページ（http://www.city.shizuoka.jp/400_001108.html）にある応募専用フォームで御提出ください。
- ※電子メールでの送付は受付しておりませんので、必ず専用フォームをご利用ください。
- (4) 持参の場合（平成30年3月26日（月）必着）
静岡市行政管理課（静岡市役所静岡庁舎9階）に直接、御持参ください。

5 御提出いただいた御意見について

- (1) お預かりした個人情報につきましては、厳正に管理し、他の目的に利用することはありません。
- (2) 御提出いただいた御意見の概要と、御意見に対する市の考え方等を取りまとめの上、市ホームページ等で公表します。

6 問合せ先

静岡市 総務局 行政管理課 行政管理係
電話 054-221-1004
FAX 054-205-1377